

ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター
第 75 号 2021 年 2 月

HEADLINE

本号では、2020 年 11 月 24 日（18 時～19 時 30 分）に開催されたアジアビジネスローフォーラム研究会「ベトナム競争法の運用状況と JICA の支援」を取り上げました。日本ローエイシア友好協会、公益社団法人商事法務研究会及び当財団による共催のもと、アジアビジネスローフォーラム（ABLF）が主催したものです。新型コロナウイルス感染症の影響で、Zoom を利用したウェブ会議方式にて開催されました。

（目次）

開会挨拶	ABLF 代表・日本ローエイシア友好協会会長	小杉 丈夫	2
講演 1	「JICA の法整備支援」 独立行政法人国際協力機構 カバナンス・平和構築部 ガバナンスグループ 法・司法チーム	井出 ゆり	2
講演 2	ベトナム競争法の運用状況と JICA の支援 独立行政法人国際協力機構 長期派遣専門家	奥村 豪	4
質疑・討論			10
閉会挨拶	ABLF 副代表・元法務省法務総合研究所長	酒井 邦彦	15
司会	東京駿河台法律事務所 弁護士	上柳 敏郎	

【資料】（リンクをクリックすると資料を閲覧できます）

- ・ JICA の法整備支援
- ・ ベトナム競争法の運用状況と JICA の支援

（司会） 最初に、ABLF（アジアビジネスローフォーラム）の代表である小杉さんから開会のご挨拶を頂戴したいと思います。今日は先生と言わずに、さん付けで運用させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。それでは小杉さん、お願いします。

開会挨拶

小杉 丈夫（ABLF 代表・日本ローエイシア友好協会会長）

ABLF代表の小杉丈夫です。皆さまこのコロナ禍の中、またお忙しい中、この研究会に参加いただき、どうもありがとうございます。ABLFは今年1月、アジアと日本、それから官と民、そして世代間という三つの懸け橋となることを目標に設立されました。今回は2度目の研究会です。全くウェビナーでやるのはこれが初めてですが、うまくいくことを期待しています。

今回はASEAN、特にベトナムに焦点を当てたセミナーになっています。ご承知のように、菅総理大臣も就任後最初の訪問国にベトナムを選ばれました。それだけ日本にとっても大切な国です。JICAと法務省のベトナムに対する法整備支援が始まったのが1996年でした。今日は、ベトナム法整備支援の生みの親ともいえる森島昭夫先生にもご参加いただいています。当時のことを思うと誠に隔世の感があります。

本日は、最初に井出ゆりさんにASEANの全体的なご報告を頂いた後、奥村豪さんにベトナムの競争法、とりわけ企業結合についてお話いただくことになっています。企業結合はベトナム国内だけでなく、ベトナムに進出している日本企業にとっては、ベトナム国外でM&Aを企画したときにもベトナムの競争法のクリアランスをしなければならないことになるので、非常に大事な規制です。そういう意味でも、世界標準に合った規制が求められているということだと思っています。法律の内容はもとより、その運用、それから規制に携わる人たちの質の向上も非常に大切だと理解しています。そのようなことで、本日ご参加の皆さまとともにお二人の講師のお話を伺えるのを楽しみにしています。それでは上柳先生、よろしく願いいたします。

（司会） ありがとうございます。それでは井出さん、自己紹介も含めてご報告をお願いできませんでしょうか。よろしく願いいたします。

「JICAの法整備支援」

井出 ゆり（独立行政法人国際協力機構 カバナンス・平和構築部 ガバナンスグループ 法・司法チーム）

JICAのガバナンス・平和構築部で、法整備支援の案件を担当している井出と申します。本日はこのような機会を頂きましてありがとうございます。今日はベトナムの競争法がテーマになっているので、競争法にフォーカスした形で簡単に私どもの活動をご紹介できればと思います。

資料の2ページ目の地図は、2019年度に実施した法整備支援案件をまとめたものです。小杉先生のお話にもありましたとおり、JICAでは、1990年代半ばから各国で法整備支援を本格的に実施しています。ご覧いただくとお分かりになりますとおり、アジアを中心に赤い星のところが民事関係、緑の星が刑事関係の案件で、民事司法や刑事司法に関する基本法の支援が全体としては多いのですが、そのほかにオレンジの星の競争法、青い星の知財法など、経済法分野での協力も進めています。

法整備支援全体の活動の概要を示したものが3ページの図になります。法整備支援の活動には、法案の起草や法改正のサポート（図の左側「ルールの整備」）、裁判官や競争法であれば競争当局の職員のトレーニングなど（図の真ん中「法運用組織の機能強化」）に加え、そういった法制度を市民や企業などの利用者にアクセスしやすいものにする活動（図の右側「司法アクセス向上」）をしています。法整備支援に関してはさまざまな活動をしていますが、その究極的な目的は、完成した法案をお渡ししたり、トレーニングのマニュアルを作ってお渡しすることではなく、JICAの支援が

終わった後も、その国の司法関係者ないしは競争法関係者が、自分たちの制度を自分たちのものとして、改善、運用できるように、人を育てることを重視して活動しています。そのことによって法の支配を実現していくことが法整備支援の究極的な目的となっています。

ご存じのとおり、JICAはODAの実施機関としてこういった技術協力をしていますが、2015年に閣議決定された開発協力大綱にその基本的な考え方や重点課題が示されています。法整備支援は、「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」という重点課題に資する協力として位置づけられており、普遍的価値の一つの重要なものに「法の支配」が含まれているのですが、法の支配を実現するために、法務省様や公正取引委員会様など多くの関係者の方々からご協力を頂いて法整備支援の活動を実施しています。

また、SDGsの関係では、法整備支援が最も直接的に関連するゴールは、ゴール16「平和と公正をすべての人に」です。特にターゲット16.3では、「国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する」とあります。さらに、競争法などの経済法の分野での支援は、ゴール16だけでなく、ゴール8の持続可能な経済成長に資する協力としても位置付けられると思われま

す。今日は専門家の方がたくさんいらっしゃるのご存じの方が多いと思いますが、1970年代ごろまでの間、競争法が実質的に執行されていたのはアメリカ、西ドイツ、日本の3カ国だったとことです。1980年代でも競争法が制定されていたのはまだ30程度の国や地域であり、他方、競争法が現在施行されている国は130の国や地域に上っているとのこと。その大半は途上国であり、近年、途上国が次々と競争法を施行し、競争当局を立ち上げて、競争法の執行を開始している状況にあります。

日本は競争法の分野では先駆的な存在であり、多くの国から協力の要請を頂いています。特に途上国は非常に著しい成長を遂げる一方で、格差も非常に大きな問題になっています。日本も同様ですが、途上国においても事業者の大半は中小企業であり、経済が成長していく中で、すべての事業者にとって公正なビジネス環境を整備していくという観点で、競争法の支援は今日的な意義も非常に高いと考えています。

これまで公正取引委員会様にご協力いただいて、フィリピンやインドネシア、現在はベトナムとモンゴルで技術協力プロジェクトを展開しています。1月からはマレーシアでの企業結合規制導入に向けた長期専門家を新たに派遣する予定となっています。

ベトナムの現在のプロジェクトは2019年の秋に始まっているのですが、ベトナムに対する競争法分野での支援自体は、世界貿易機関（WTO）加盟後の2008年から始まっています。この間、競争当局の職員の能力強化や、昨年施行された全面的な法改正（2018年）についても公正取引委員会様にご協力いただいてJICAで支援を致しました。法改正の中では、法律の適用範囲の明確化、形式的であった審査基準から実質的な審査基準への移行、リニエンシーの導入や、当局組織の見直しを行うなどしています。

途上国の競争当局に対する支援を行う上で留意すべき点として、日本の公正取引委員会様は職員総数800名超、審査を担当する職員の方も400名を超えてお聞きしているのですが、途上国の競争当局は職員が数十名程度という国が多いと思われま

政機関や地方自治体が行う非競争的な規制などが経済に与える影響も大きいと思われます。途上国で競争法の執行を支援するに当たっては、そういった途上国ならではの事情も考慮して協力を考えていく必要があるということも常日頃感じているところです。

以上、私から簡単に競争法の支援について導入のお話をさせていただきました。この後、長期専門家としてハノイに赴任されている奥村様に、ベトナムの競争法のお話をお願いしたいと思います。

ベトナム競争法の運用状況とJICAの支援

奥村 豪（独立行政法人国際協力機構 長期派遣専門家）

先ほどご紹介がありました、公正取引委員会の方からJICAの専門家としてベトナム競争当局に派遣されている奥村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日はこのような貴重な機会を頂き、大変ありがたく思っています。

本日は、先ほどご紹介いただいたとおり、ベトナム競争法、特に経済集中規制についてご説明したいと思います。加えて、ベトナムにおける競争法がどのような背景で制定され、現在に至っているのかということについても、最初に触れたいと思います。また、最後の方で、今回の競争法プロジェクトの意義や今後の課題についても若干お話しできればと思います。

まず、競争法が制定されるまでの経緯についてです。先ほどの井出主任調査役のスライドにもありましたが、1986年にドイモイ、つまり農業を基盤とした計画経済から工業化と市場経済化による経済成長を図るという刷新が開始されました。この中で、工業化を図るために必要な道路や港湾、空港といったインフラ整備において政府開発援助（ODA）が活用され、JICAが重要な役割を担ったところです。また、市場経済化に当たっては、市場を通じた取引を行うための基本的なルール整備について、先ほどお話があったような法整備支援という形で、競争法の分野も含めてソフト面からの支援も行われてきています。

他方、発展途上国が工業化を図るに当たっては、外国資本、つまり海外直接投資（FDI）の呼び込みも必要になると思います。同時に、進出した企業が海外からの原材料の輸入やそれを基に製造した製品の輸出について、障壁なくスムーズに行う必要もあると思います。このような投資の呼び込みや貿易促進の一つの大きな契機になったのが2007年のWTO加盟だといわれています。

このWTOの原則は内外無差別や自由な取引、公正な競争といったものであり、ベトナムはこのような原則を受け入れて国際経済との統合を図ることにより、海外直接投資の呼び込みであるとか貿易の促進を実現しようとしています。特にこの公正な競争などのWTOの原則を履行するための国内法を整備し、WTOへの加盟を実現するために、2004年の競争法が制定されたと言われていています。そして、スライド1 ページ目の右上のベトナムへの投資額の推移を示す表からも言えることですが、2007年のWTOへの加盟を契機に海外直接投資が増加しておりまして、その後の貿易を原動力とした経済成長が加速することになったと見られます。

2007年のWTOへの加盟後、ベトナムは次々と貿易協定を締結しています。これによって投資の呼び込みと貿易の促進を積極的に図ろうとしたのだと思います。これらの協定については、先ほどのWTOの原則にあったような公正な競争などの原則の実施もその内容として含んでいます。例えば、2008年に署名されて2009年に発効した日越経済連携協定の競争章においては、反競争的行為に対して取り組み、競争を促進するといったことが規定されています。また、CPTTPはベトナムでは2009年に発効していますが、こちらの競争章においては、反競争的な事業活動を禁止する競争法令を制定または維持し、反競争的な事業行為に対して適当な手段をとることが規定されています。また、

本年8月に発効したばかりのベトナム・EU間のFTA第10章の競争政策章においては、競争制限的な行為や経済集中を規制する競争法を制定または維持することが規定されているほか、効果的で十分な法執行を行う権限と責任を有する競争当局を維持すること、国営・民営にかかわらず無差別に競争法の適用がなされるようにすることなどが規定されています。このように、ベトナムにおいて公正な競争や自由な取引を確保するため、権限のある競争当局を維持し、競争法の運用を効果的に行うことは国際的な約束になっていますので、このような方向性は今後も変わることはないのではないかと考えています。

もう1点ここで言及したいことは、2004年の競争法制定から2018年の改正に至る背景についてです。まずベトナムは、2007年に世界銀行が提起したいわゆる「中所得国の罌」の議論に敏感に反応したといわれており、その後の経済政策の立案において、この議論を非常に意識しているとみられます。この「中所得国の罌」というのは、発展途上国が安価な労働力を原動力として経済成長し、中所得国の仲間入りを果たした後、人件費の上昇によって工業品の輸出競争力が失われ、経済成長が鈍化してしまうといわれているものです。実際、スライド2ページ目の表にあるように、ベトナムの輸出の中心は外資が担っていて、ベトナムにおける輸出主導型の経済成長は、外資によって実現されているといっても過言ではありません。また、輸入についてもこのような外資が必要とする部品などの原材料の輸入が中心となっているものと考えられます。このため、組立作業といった単純労働に安価な労働力を活用できるメリットがなくなった場合、外資を中心とする輸出主導型の経済成長は大きな影響を受けることが想定されます。

ベトナムではこのようなことを想定し、中所得国と認定された2010年以降、「中所得国の罌」を脱するための政策を次々と打ち出していると思われれます。例えば、産業構造の転換を図って持続的な経済成長を実現するという観点から裾野産業を育成したり、中小事業者の発展、競争力ある事業者の育成などを目的とした政策が目につきます。特に裾野産業の育成に関しては、日本も官民を問わず、もちろんJICAも支援を行っているところですが、その中心を担う中小事業者に対し、市場支配的地位の濫用などによる不当な不利益がもたらされないようにする必要があると考えられます。このような公正競争確保の必要性が、例えば市場支配的地位の濫用規制の対象拡大や、要件の明確化による実効性のある法運用実現の観点からの法改正につながったのではないかと思います。

また、経済集中規制の見直しに関しては、旧法においては水平型の経済集中を規制対象とし、かつ関連市場における合算市場シェアが50%超となる経済集中を原則禁止するといった画一的な規制となっていました。このようなシェア重視の規制は事業規模の拡大を妨げ、競争力のある事業者の出現にマイナスになるのではないかとといった議論があったと聞いています。このため2018年の改正により、市場シェアの水準による形式的な規制を改め、競争制限的効果が相当程度あるものを禁止するという実質的な規制となりました。また、水平型の経済集中に加え、垂直型や混合型の経済集中も規制対象として明記したほか、例えば経済集中後の事業者による市場支配的地位の濫用行為が行われないようにするための問題解消措置の実施の義務付けも可能となりました。

このように見ていくと、ベトナムの競争法は2004年においては、投資の呼び込みや貿易の促進というベトナムの経済成長を図るための法律として制定されたのではないかと思います。またその後、2018年においては、産業構造の転換を図って持続的な経済成長を実現するという観点から改正されたと考えられると思います。このような経緯から、今回のプロジェクトの目的にもなっているように、2018年競争法の実効性のある運用の実現は、ベトナム経済の持続的発展を実現するための要といえるのではないかと思います。

次に、2018年競争法の概要ですが、基本的な規制対象の行為類型は、競争制限協定、市場支配的地位・独占的地位の濫用、不公正な競争行為、経済集中の四つとなっており、標準的な競争法といえると思います。下位法令としては三つの政令が用意されることになっており、そのうち罰則について定めた政令と運用細則について定めた政令は既に公布・施行されています。特に、運用細則について定めた政令第35号は、例えば市場支配的地位を認定する際に考慮することになる要素や経済集中案件の届出基準などが規定されており、法運用に不可欠なものとなっています。他方、組織政令はまだ制定されておらず、競争法の執行機関となる国家競争委員会が設置されていない状況です。

他方、2018年競争法において、商工省は競争に関する国家管理の実施について政府を補佐する中心機関であるといったことが規定されているため、商工省の一部局である競争消費者庁が競争法の違反行為に関する申告情報の受け付けや、事業者に対する任意の証拠提出依頼、行政指導といったことによって、違反行為の是正の任務に現在当たっている状況です。同様に競争消費者庁は、経済集中案件の届出の受理や評価、問題解消措置に関する指導なども行っています。そこで、先ほど申し上げたように、本日はこの経済集中に関する規制について簡単にご紹介したいと思います。

初めに、ベトナム競争法における経済集中規制の全体像について簡単に触れます。経済集中に該当する行為として、吸収合併、新設合併、買収、ジョイントベンチャーがあり、そのうちベトナム市場における競争を相当程度制限する、またはその可能性のある経済集中について、競争制限的効果を解消する措置がとられない限り、また、ベトナム経済に対して積極的な効果がもたらされない限り、禁止するというのが経済集中規制の柱となっています。この中で、経済集中に該当する行為のうち一定の要件に該当するものについては、国家競争委員会に対する事前届出が義務付けられており、この届け出られた案件について、これからご説明する予備評価や正式評価といったものが行われる仕組みになっています。

スライドの5ページは、国家競争委員会が設立されていない現状において実施されている経済集中案件に関する処理手続について記載したものです。まず届出書類は商工省宛てに提出することになっており、それが競争消費者庁に転送されます。そして、競争消費者庁で届出書類が十分なものかどうかなどがチェックされ、十分性と合法性があれば届出書類が受理された旨の通知が当事会社へ送付されることになります。その後、競争消費者庁において30日間を期限とする予備評価が行われます。この予備評価の段階で実施可能と判断される案件は、競争消費者庁が商工省幹部に対し、この案件を実施可能とするとした通知文書に署名するよう提案することになっています。

他方、正式評価を行うことになった案件は、その旨が競争消費者庁から当事会社に通知され、原則90日間の正式評価が行われることになります。正式評価の結果は商工省幹部に報告され、無条件での承認、条件付きでの承認、禁止の三つのいずれかの結論が当事会社に通知されることになっています。なお、国家競争委員会の設置後は、スライドにある商工省や商工省幹部の部分が国家競争委員会に置き換わり、競争消費者庁とある部分が担当部署に置き換わります。

スライドの6ページは、どういった案件について届出が必要になるかということを表にしたものですが、幾つか特徴があるのではないかと思います。まず、届出基準が事業者一般、保険事業者、証券会社、金融機関という形で業種別に異なっています。また、合併や株式取得といった経済集中の類型別に基準が設定されているのではなく、全ての類型について共通の基準となっていることが挙げられます。さらに、総資産、売上額、取引価値、市場占有率の合計という四つの指標があり、このうち総資産や売上額は、いずれかの連結企業グループ又は当事会社の一社でも該当するか否かをチェックする必要があるということが挙げられると思います。これらの特徴から、後で具体的事

例のところでご説明したいと思いますが、同一事業者グループ内での再編なども届出の対象となり得ます。

また、M&Aの取引価値に関する基準は、発展途上にあるベトナム経済の状況を反映した基準であると思います。現在、ベトナムではさまざまなサービスが生まれているところですが、このような新しい市場は現時点では市場自体の規模が小さく、各企業の総資産や売上額も当然小さい状況にあると思われます。ただ、将来市場が大きく成長することが見込まれる場合には、このような市場に参加している事業者の価値は高くなる傾向にあると思います。また、このような将来性のある市場で行われる競争制限的な経済集中は、今後の経済に大きな影響を与え得ることになります。このため、経済集中の取引価値に関する基準は、現時点では市場規模が小さいものの将来性がある市場における競争制限的な経済集中を把握する観点から導入されたものといわれています。ただし、この基準は、ベトナム国内で実施される経済集中のみに適用される基準で、国外で行われる経済集中には適用されないことになっています。

もう一つ注目されるのは、経済集中の当事会社の市場占有率の合計が届出基準に存在する点です。この市場占有率の合計は、水平的な関係にある事業者間の経済集中案件について考慮されるものになります。改正前の競争法では、水平的な経済集中であって、関連市場における当事会社の合計市場シェアが30%以上50%以下の場合に届出が義務付けられていました。ただ、当事会社は関連市場を画定することが困難であることや、競争業者の売上額などを把握することが困難であることなどから、あまり届出がなされなかったと聞いています。ちなみに、2019年に改正競争法が施行された後、届出件数が大きく伸びています。既に旧法施行から10年間の届出実績を上回っていると聞いていますが、これは総資産や売上額といった明確な基準を設けた影響が大きいとされています。

スライドの7ページは、競争消費者庁が最近公表した案件のうち、事前届出義務に関して留意する必要がある点を示唆する案件について簡単に紹介したものです。まず、事例①は2020年6月29日に公表されたケースで、Masanという同一事業者グループ内における再編事例です。Masan GroupがMCHとVCMに対して有している80%超の議決権を、もう一つの子会社であるCrownXに譲渡するという事案です。本件はCrownX、MCH、VCMそれぞれの当事会社単体又はこれらの事業者のグループ単位で見た場合に、総資産や売上額に関するいずれかの届出基準に該当するというので、事前届出が提出された案件とみられます。

また、事例②は8月12日に公表されたケースで、この件は、米国のZenithとLuxoftという会社が米国内でジョイントベンチャーを新設し、それぞれ一部事業をそのジョイントベンチャーに移管するという案件です。ZenithもLuxoftも、また新設されるジョイントベンチャーについても、ベトナムにおける事業はないとされています。ただ、これらの事業者の親会社であるLG ElectronicsやDXCグループが別の子会社を通じてベトナムで事業を行っているため、本件は事業者グループ単位で見た総資産や売上額の基準に該当して届出義務の対象になるということで届出書が提出されました。

これらの案件は類型ごとに届出基準を設定するのではなく、全ての類型に共通の届出基準を設定しているというベトナムの届出基準の特徴が表れている案件だと思います。また、これらの案件が示唆することとしては、ベトナム国外で行う経済集中であっても、事業者グループ内のいずれかの会社がベトナムで事業を行っている場合は、ベトナムの届出基準についても確認する必要があるということを示すものと思います。

次は、事前届出書類が受理された後に行われる予備評価についてです。経済集中後の関連市場におけるシェアとHHIに着目した評価が行われることになっています。届出書類の中には、関連市場

における市場占有率に関する情報を含めることが求められており、この情報が妥当である場合には、その情報に基づいて集中度合いが評価されます。具体的には、水平的な関係にある事業者間の経済集中については、スライドの8ページのa) ～c) について検討されますし、垂直的または補完的な関係にある事業者間の経済集中はd) について検討がなされます。その結果、これらの基準に該当すればこの段階で実施可能と判断されることになり、これらの基準に該当しない場合には正式評価に移ることになっています。これらの基準は、先ほどご紹介した政令第35号に規定されています。なお、届出書類を受理したという通知から30日間、当局から何の音沙汰もない場合は、届け出られた案件は法律上実施可能になるとされています。

正式評価では、競争制限的効果と積極的効果が総合的に評価されることとなります。改正前の競争法においては、関連市場における合算市場占有率が50%超となるか否かが審査対象だったのですが、改正後は、例えば経済集中による競争優位性の創出・強化や、経済集中後の他の事業者の市場参入・拡大を排除または阻止する能力というところに見られるように、市場支配的地位の濫用の観点からの評価も実施されます。現状、既に数件の正式評価が行われており、協調的行動や市場支配的地位の濫用を防止する観点からの問題解消措置についての指導も行われています。

積極的効果に関しては、公開セミナー用として競争消費者庁が作成した資料では、競争制限的効果と積極的効果が天びんにかけられており、仮に競争制限的効果よりも積極的効果が大きい場合は、競争制限的効果があつたとしても承認されるという説明がなされています。積極的効果と競争制限的効果を総合的に考慮して経済集中の実施の可否を評価する点は、2018年改正の一つの特徴といえるのではないかと思います。

次に、今回のプロジェクトの意義について、先ほど井出主任調査役から紹介があつた三つの観点から、簡単に言及したいと思います。まず、ルールの整備という目的に関しては、競争法は一般的に要件が曖昧だといわれています。ベトナム競争法での例としては、相当程度の競争制限的効果といった文言が代表例だと思います。このため、ガイドラインの作成を支援することで、事業者における予見可能性や法運用の透明性といったものを確保することが可能になるので、法の支配の実現に資すると考えられます。

また、競争法運用組織の機能強化を図るため、競争当局職員に対する理論面や実務面での研修を行っていますが、これは実効性のある法運用を実現し、中身のある法の支配の実現を可能にすると思われれます。

さらに、競争法へのアクセスに関しては、事前相談体制の構築、競争法の内容や当局への申告方法などに関する一般市民や事業者への周知といった活動を行うことで向上を図り、競争法を社会に根付かせることで、法の支配を社会全体に浸透させることが可能になるものと考えられます。

競争法は、いわゆる独占禁止法ですが、経済憲法ともいわれています。本プロジェクトの活動によってこれら三つの目的が達成されれば、経済活動における法の支配の実現に大きく寄与するのではないかと思います。また、法の支配の下で自由な取引と公正な競争が行われることで、持続的な経済発展が実現されるものと考えられます。

最後に、今後のベトナムにおける公正競争確保の重要性と今後の課題について言及します。近年、中小事業者のベトナムへの進出が活発化しているというニュースを目にしますが、そのことは、スライド11ページの表にもあるように、1件当たりのFDIの額が減少傾向にある点からも窺えると思います。ベトナムでは、産業構造の転換を図り、つまり外資が原材料を輸入し、ベトナムの安い労働力を使って組み立て、その製品を輸出するといった構造からの脱却を図ることで、持続的な経済成

長を実現しようとしているとみられます。そのためには、日本から進出した中小事業者を含め、裾野産業の中心を担う中小事業者が不当な不利益を被ることなく活躍できる環境を確保することが重要となるものと考えます。

特に2018年の法改正で強化された市場支配的地位の濫用に対する規制は、中小事業者に不当な不利益を与える行為を排除するもので、公正な競争環境を維持促進するための中心となる規制であるため、特に法運用の実効性確保が求められる規制ではないかと思えます。また、ベトナムへの投資を行うに当たって直面することとなる経済集中規制の運用が不透明なものになったり、不適切なものになったりすると、日本企業のベトナムへの参入機会が妨げられますし、ベトナム経済にも悪影響をもたらすことになると思えます。

現状、JICAなどの支援を背景に、日本から多くの中小事業者が投資を行い、ベトナムで事業活動を本格化させていると思えますが、このような日系企業が活躍できる環境を整備することは日本の利益を守ることにもつながると考えられます。このため、このプロジェクトの目的でもある実効性のある競争法の運用の実現は、日越両国の利益につながるものであると思えますし、ベトナム市場の公正性、透明性を確保することで、自由で開かれた経済社会を実現することにもつながると思えます。

最後になりますが、ベトナム競争法における運用上の課題について二つほど言及したいと思えます。まず、最近のベトナム経済の急成長と国際経済との統合の進展は、ベトナム経済を国際カルテルや国際的な合併などの影響を受けやすい状況に置くことになりやすくなり、逆に他国に影響を与えやすい状況に置くことになると思えます。特にASEAN内でのベトナムの経済的地位の向上は、域内で発生する国際的な反競争的行為に対して、ベトナム競争当局が積極的に対処するべきといった期待と責任を高めることになると思えます。このため、まずは国内における競争法の的確な運用を確保することが先決ではありますが、このような競争当局間における調査協力といった国際的分野についても、今後何らかの支援を検討してもいいのではないかと考えています。

もう一つの課題は、リニエンシー制度の運用に関する課題です。リニエンシー制度の導入は2018年改正の一つの目玉であり、この制度の円滑な運用は、国内でのカルテルだけでなく国際的なカルテルに対するベトナム競争当局の関与を可能にすると考えられます。ただ、このリニエンシー制度と刑法との関係が明確ではないという課題があります。具体的に申し上げますと、競争法において国家競争委員会の委員長は、刑法違反の疑いのある事案は刑事当局に移管する責任があるとされています。仮にリニエンシー申請がなされた案件の場合、このリニエンシー申請を行った個人や会社が刑法の世界でどのように扱われるのかといった点が明確ではない状況にあります。

特に刑法では、例えばカルテル参加事業者の合計シェアが30%以上となるカルテルにおいて、一定額以上の違法な利益を得ている事業者や個人には刑事罰を科すと規定しており、比較的規模の大きいカルテルが刑事罰の対象になっているといえます。そのため、規模の大きいカルテルを行った事業者は刑法に基づく刑事罰の対象になり得るため、リニエンシー申請を行うことをためらうのではないかと懸念があります。この点は、国家競争委員会が設立され、リニエンシー制度の運用が始まる前に明確になることが期待されます。

いずれにしても、今回のプロジェクトがベトナムにおける競争法の実効性ある運用の実現に少しでも貢献し、日越両国の利益につながるよう、さまざまな活動に取り組んでいきたいと思っています。

質疑・討論

(司会) 奥村さん、井出さん、ありがとうございました。それでは、鈴木さんに司会をお願いして質疑・討論に入りたいと思います。

(鈴木) では、今から質問をお受けしたいと思います。森寫先生に冒頭のご質問をお願いします。

(森寫) 一つは、ベトナム競争法は日本あるいはグローバルスタンダードに比べて全般的に厳しいのかということです。というのは、対象が公的機関に対して適用される場合が多いのではないかという話だったので、そうだとすると、ベトナムの公的機関はそういうことで糾弾されるのは好ましくないのでは、あまり厳しくないのではないかという感じがしますが。

それから、最後の方にファイナンス、外国のFDIの話がありました。2017年にいったん増えてまた減ったのは、ベトナム政府の意図にかかわらず、中国の労賃が上がったので、日本もそうなのですが、安くて優秀な労働力を求めてベトナムに工場などが移転しているのではないかと思うのです。そうだとすると、ベトナムの産業構造が変わることに対して、今度はODAとしてのJICAがどういう考え方でODAの方針を考えておられるのでしょうか。

(鈴木) 私の方で簡単にまとめますと、最初のご質問は、ベトナムの競争法が他のアジア諸国の競争法と比べてどんな特徴があるのか、厳しいのか緩やかなのかという質問だったと思います。それからもう一つが、中国の問題もあってベトナムの産業構造も変化しているだろうけれども、それに伴うFDI環境の変化があるのか、それに日本としての支援はあり得るのかというご質問と理解しました。まず最初のご質問について、奥村先生からコメントを頂ければと思います。

(奥村) ご質問ありがとうございます。ベトナムの競争法については、先ほど申し上げたように標準的な内容になっており、そういう意味では世界的に見ても遜色ない内容になっていると思います。ただ、国家競争委員会がまだ設立されていないこともあって、実際の運用が本格的になされていないので、厳しいのか厳しくないのかといった点については中身がどのように運用されていくのかを見て評価できればと思っています。

先ほど森寫先生がおっしゃった公的機関に対する規制については、特別にこの競争法の中で公的機関がやってはいけないことが明確に規定されています。例えば8条には、国家機関が特定の事業者等に対して競争を制限することを協調して行うように強制したり要求したりする行為を禁止することが規定されており、国家機関に対する特別の規定を設けています。

(鈴木) 二つ目のご質問は、近年のベトナム経済の産業構造の変化に伴って、FDIの環境として競争法、あるいはそれ以外の法律に変化が見られるかというご質問だったと思います。奥村先生、感想でも頂ければと思います。先生のお話を聞いていると、例えば労働法や、あるいは行政機関がエンフォースするという前提かとも思うのですが、その上で刑事のエンフォースメント、あるいはプライベートエンフォースメントがあるならば民事裁判所ということになると思います。その点で何か先生のご感想を頂ければと思います。

(奥村) 競争制限的行為によって被害を被った事業者については賠償しなければならないという

規定があるので、訴えるなどして損害を回復するようなことが可能になっていると思います。また、こういった私的救済の制度はやはりFDIを呼び込むに当たって必要な制度となるので、こういったことを整備することについては国際的な約束に沿い、必要な制度が制定されていると考えています。

(鈴木) では他の方、ご質問はいかがでしょうか。どなたでも結構です。奥村先生は、ベトナムに滞在して1年近くになられるのですか。

(奥村) はい、ようやく1年が過ぎました。

(鈴木) ちょうどコロナ禍の中でのお仕事だったと思うのですが、ベトナムの法律実務にとって、コロナはどのような状況で表れてきたのでしょうか。

(奥村) プロジェクトへの影響に関して言えば、やはり公開セミナーができない状況が今年3月ごろから先月くらいまで続きました。そういった意味で、事業者に対する幅広い周知活動を行う上では影響があったと思います。他方で、先ほどご説明した経済集中の届出については、政令第35号が今年5月15日に施行されていますが、コロナの状況下にあっても届出受理を中断したり、経済集中の評価をストップしたりといったことはなく、通常業務が行われていました。ベトナムではコロナの関係は非常にコントロールされていたので、ベトナム国内での競争法関係の法務に関しては、特にコロナの影響で法運用が止まったりすることによる影響はなかったように思います。

(鈴木) 皆さま、他に何かご質問はないでしょうか。

(質問者1) 数年前まで公正取引委員会にいて、奥村様とは長年お付き合いさせていただいた者です。今日はベトナム競争法について教えていただけるということで、私も昔、アジア開発銀行に勤めていたこともありますし、公正取引委員会でもWTO加盟前後のベトナムに行って競争法についてお話しさせていただいた者として、今日は井出様、奥村様のお話を非常に興味深く伺いました。奥村様は審査局時代が非常に長いだけでなく、景品表示法が公正取引委員会の所管だったときも消費者行政の先頭に立って実務の経験を積まれた方です。従って、競争消費者庁に長期派遣職員として行かれることで、ベトナムの今後非常に役に立つことを強く念願したいと思います。

その上で質問があります。昨今いろいろな国際情勢等もあり、競争政策、自由市場に対するいろいろな疑問が出てきていますが、公正取引委員会に勤務した私にとってみれば、競争こそ時代の変革の流れに市場も含めてうまく対応していくための方策だと思っています。その上で、奥村さんもベトナムに行かれて1年ちょっとたったところだと思いますが、ベトナムの消費者の方々、あるいは一般の国民の方々には競争政策についてどれほどの信頼度、肯定感、親和感を持っているのでしょうか。日本においても、奥村さんもよくご存じのとおり、談合を摘発するたびにいろいろな声がいろいろなところから出てきます。最後は消費者のために、国民経済の持続的な発展のためにといて公正取引委員会が独禁法や競争法を執行しているわけですが、その点で国民、特に消費者の皆さんからの理解がないと、競争法はその国になかなか浸透していかないというのが、現時点での私の実感です。

ベトナムは特に東南アジア諸国と同じように自由市場経済の歴史がまだ浅いわけで、そういう意

味で国民の皆さん、消費者の皆さんが競争政策に対してどのような感覚を持っているのでしょうか。肯定するのか、国家的な企業の方がいろいろ面倒を見てくれるからいいと思うのか、その辺の感想についてご教示いただければと思います。

(奥村) 今後の活動に大変参考とさせていただきたいお話を頂戴し、ありがとうございます。ベトナムにおいて競争法が導入された背景には、貿易の促進やFDIの呼び込みといったこと、または国際経済との統合といった観点があると思います。そうした背景からしますと、競争法は、どちらかというとなかなか一般消費者にはまだなじみのない分野であると考えています。公開セミナーなどでも一般市民の方々から質問がありますが、競争について理解していただく必要性を感じますので、消費者に対する啓蒙普及活動も積極的に行っていきたいと思っています。

最近において競争がなかなか浸透していないと感じた例としては、最近ニュースで汚職事件なども目にするわけですが、そもそも国家機関が国の財産を譲渡するに当たって、入札などを行っていない事例も見られたりして、それで安く民間に譲渡したというところで汚職が発生している状況も見られます。競争を活用することがそもそも政府の中にも浸透していないような状況にあるのではないかと思いますので、そういったことからしても競争をどのように浸透させていくのかということについては、これからいろいろなツールを通じて行政機関、消費者、事業者といったところできただけ多く説明などをする機会を持てればと考えています。

(質問者2) 井出さん、奥村さん、本日は貴重なご報告をありがとうございました。私からは奥村さんにご質問が1点あります。最後の方で今後の課題として、刑法との関係が整理されていないということがありました。民事との関係で何か今後さらなる検討の必要はないかということ伺いたしたいと思います。具体的には民事の差止請求や損害賠償など、いわゆる独禁法の行政的規制ではなくて、民事上のそういった制度への考え方について、ベトナムの独禁法が既にフォローしているのかどうか、あるいはそうしたフォローがなくて今後また検討が必要かどうかも含めて、ご示唆を頂ければと思います。

(奥村) 私もその辺はなかなか勉強不足のところがあって、いろいろと法整備支援の弁護士の方々からアドバイスを頂戴できればと思っている分野です。例えば申告については国家競争委員会に一本化されていますが、差止請求といった裁判所との関係については一度整理しなければいけないと思っています。そこは勉強不足で大変申し訳ありません。

(質問者3) 中国との比較ということで、非常にプリミティブで漠然とした質問で恐縮なのですが、中国の独禁法の場合、確か国営企業の独占・寡占をターゲットにするということが初期に相当言われていましたが、結局民間や外資系を狙うことになってしまいました。それはそれで仕方がない部分はあると思うのですが、ベトナムの場合はどういう方向に行くのかというのが気になります。先ほどご説明があったように、競争という概念をうまく浸透させるとおっしゃっていましたが、そういう意味で別に国有企業や外資に関係なく、消費者のためになるフェアな競争をきちんと確保するように独禁法が運用されていくのか、その辺を伺いたしたいと思います。

(奥村) 国家機関に対する法運用といいますか行政調整になるかもしれませんが、過去にある地

方の省が、職員の給与口座を特定の銀行に集約するという指示を出した事例があったようで、競争消費者庁は、そういった事例に対して積極的に競争法上の問題を指摘したり、改善を求めたりしています。まだ国家競争委員会ができていない段階で判断することは難しいところもありますが、そういった競争消費者庁の現在の姿勢が継続されるのであれば、国営企業に対する法適用や行政機関に対する指摘も含めて積極的に行っていくことになるのではないかと考えています。また、国家競争委員会の行政機関としての格付けについては、現在の競争消費者庁は商工省の局クラスの組織になるのですが、国家競争委員会は一つ格が上がって総局の扱いになりますので、そういう意味でも格付けが上がれば運用もされやすくなるのではないかと期待しています。

(質問者3) 総局というのは商工部の中でしょうか。独立した委員会になるのでしょうか。

(奥村) 商工省傘下の総局になります。先生ご指摘の独立性の部分については、法律上、委員長に権限が集中している傾向にあります。例えば、経済集中の禁止規定違反、不公正な競争行為に対する処理決定といったものは委員長が決定することになっており、そういった意味から、委員長に権限が集中しています。また、独立性に関する規定はこの委員会自体については見られません。

(司会) これだけはこのご発言やご質問が皆さまからあれば頂きますが、そうでなければ、進行を急ぐわけではありませんが、奥村さん、井出さんから一言ずつ、今日のご感想などを頂き、次回の案内、まとめに入っていきたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは井出さん、どの点でも結構ですので、これからのJICAの活動その他についても紹介がてらご発言いただけますでしょうか。

(井出) 今日はこのような機会を頂き、ありがとうございます。私も奥村様の話を聞いて、案件担当ながら非常に勉強になりました。皆さまからのご質問をお聞きしていても、競争法に対する期待を感じることができました。今後も、公正取引委員会様の協力の下、案件を実施していきたいと思っています。上柳先生、この場を借りてアナウンスさせていただいてよろしいでしょうか。

(司会) もちろん結構です。その他の方々からも必要があれば頂戴します。

(井出) JICAでは、ベトナムの法整備支援の案件を長年実施しています。そのプロジェクトで協力しているベトナム弁護士会の企画で、日本のビジネスロイヤーとベトナムのビジネスロイヤーの交流を図る趣旨の企画が立ち上がったとお聞きしています。JICAの専門員であり、また、ベトナムの法整備支援案件の長期専門家である枝川さんも入っていらっしゃると思いますので、もしよろしければ簡単に枝川さんにご案内いただいて、ご関心があれば枝川さんにご連絡いただく形でお願いできないかと思っています。

(枝川) 終わり間際になってこのようなご紹介をさせていただき、ありがとうございます。法整備支援で現地に派遣されております弁護士の枝川と申します。この場をお借りして簡単にご紹介したいと思います。まだいろいろ調整しなければならないところがあって、具体的にペーパーを用意して皆さんに配布する状況にはないのですが、叩き台のようなものを作っております。日程は12月

11日（金）、ベトナム時間の午後で、時間は変更の可能性があります。2009年にできたベトナム弁護士連合会、日本でいう日弁連の中に国際商事弁護士クラブがあって、そのビジネスロイヤーが集まっている団体が主催して、長期的な観点から日本のビジネスロイヤーと交流を図りたいということで、セミナーを開くことにしています。

内容は大きく、最近改正されたベトナムの企業法、投資法、労働法の紹介とディスカッション、それから日本企業がベトナムに投資する際にどういう点に着目しているのかをベトナム側として知りたいということで、そうした内容をプレゼンするものです。ベトナム側からはビジネスロイヤーが参加します。日本側からは日弁連の先生、中小企業の国際支援などを行っている先生と、現地にいるTMIなどの先生にも発言していただきます。それから、日本で実際にビジネスをしている民間企業の方にもお声掛けをしています。

ベトナム側の要望もあって、英語でやりとりする可能性があります。日本からもZoomで参加可能となっていますので、もし関心のある方は私のアドレスを後でチャットボックスにも掲載するので、簡単で結構です。枝川宛てにご連絡いただけないかと思います。そうすると、もうちょっと整理したご案内をすることが可能なので、よろしくお願ひします。チャットボックスに私の名前とEメールのアドレスを貼っておきますので、直接ご連絡いただけると助かります。

（井出） 上柳先生、私からは以上です。

（司会） 枝川さん、ぜひチャットボックスの方によろしくお願ひします。皆さん聞いていただいたとおり、12月11日（金）の15時15分からの予定と伺っています。

（枝川） そうですね。ちょっと早まりそうです。

（司会） そうですか。では、そのあたりも注意しながら見ていくことにしたいと思います。

それでは、奥村さんからも発言いただいてよろしいでしょうか。全く私の個人的な感想で、それこそ四捨五入すると30年前になるのですが、森嶋さんがベトナムの大臣との関係をつくられて始まった法整備支援がこのように展開しているのはすごいことだと思います。皆さん方からご発言がありましたように、やはり競争法は消費者保護や国内産業の育成にも関わります。なかなか扱い方が難しいことと思いますが、今後独立の委員会ができていったりする中で、本当に発展の可能性を秘めているのだなということがよく分かりました。できれば一言お願ひいたします。

（奥村） 本日はこのような機会を頂きまして、大変感謝しています。また、勉強不足のところが多くて、なかなかお答えすることができない部分もありましたが、今後さらに勉強を進めるとともに、本日ご指摘のあったような消費者への浸透、事業者への浸透、やはり広く競争のメリットを理解していただくことが競争法の円滑執行に欠かせないと思いますので、そういったところも踏まえつつ、今後のプロジェクトの活動を行っていきたくと考えています。またいろいろとご指摘等頂ければ大変ありがたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

（司会） ありがとうございます。

(森 崑) ちょっとよろしいですか。先ほど上柳さんからお話があったので、本来ならば井出さんから言っていたきたいのですが、ベトナムは一応、法整備支援は終わることになっていたのですが、たつてのお願いで新規のプロジェクトが2021年1月1日から始まることになります。ですので、コロナが終わらなくても往来できるようになれば私もまた行きますし、いろいろな方が行くことになりますので、ぜひとも皆さんベトナムを応援していただいて、そのときには法整備支援のグループと奥村さんとも一緒に、来年から5年間のプロジェクトで、私は適当なところで後輩に譲るつもりですが新しく始まりますので、小杉さんもひとつ懲りずをお願いします。日弁連だけでなく、皆さんどうぞよろしくをお願いします。私も宣伝させていただきました。

(司会) ありがとうございます。最後のご挨拶を酒井さん、お願いします。

閉会挨拶

酒井 邦彦 (ABLF副代表・元法務省法務総合研究所長)

ABLFの副代表をしている弁護士の酒井です。本日は多くの方々にお忙しいところご参加いただき、どうもありがとうございます。それから奥村さん、井出さん、本当に短時間でクリアな発表をしていただき、私もこの分野はあまり知らなかったのですが、とてもよく分かりました。今日はベトナムを取り上げたのですが、ベトナムは新型コロナの感染拡大の影響で東南アジア諸国が軒並みマイナス成長の中、唯一抑え込みに成功して成長を続けています。IMFによると、今年中に名目GDPでシンガポール、マレーシアを抜き、東南アジア諸国連合 (ASEAN) の4位になるといわれています。さらに、ASEANの中で唯一、反中国を表明しているため、恐らく中国包囲網の一翼としての存在感を増してきて、中国からの生産拠点の移管がますます増えると思いますので、まさにこの競争法の分野の協力は非常に大事だと思います。そして、公正な競争を確保するためにはやはり透明性とアカウンタビリティが大事だと思いますが、JICAのプロジェクトはその意味で非常に大事なことだと思います。

さらに、最後に奥村さんが非常に示唆的なこととして、法の支配をASEAN全体を視野に入れて広めていけたらとおっしゃいました。まさに競争法の分野はグローバルで、私もずっと法整備支援に携わってきていますが、今までの法整備支援は基本的にバイラテラル、しかも日本・ベトナム、日本・インドネシアなどとワンウェイだったのですが、恐らくこれからはASEANを中心にマルチラテラルでマルチウェイの協力が必要になってくると思います。その点では、この競争法をきっかけにそういった動きもJICAで進めていっていただけたらと思います。

最後になりますが、このABLFは今年これで終わりで、来年は今のところ2月に開催予定です。テーマは確定していませんが、デジタルトランスフォーメーションを考えていますので、また皆さまの参加をお待ちしようと思っています。今日はどうもありがとうございました。

(司会) どうもありがとうございました。それでは、これで全体終了としたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL : (03) 3505-0525 FAX : (03) 3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 青木